

細川藤孝書状

【翻刻】

今度為勝龍寺
城米、領内之所々諸
入組、信長被申付候、
雖然貴寺事者
異于他儀候、殊更以
明十・臨江御理之
儀候間、上桂并朝原
内差置申候、如先々
可有御寺納候、猶宗及
可被申候、恐惶謹言、
細川兵部太輔
九月四日藤孝（花押）
（後欠）

【読み下し文】

今度勝龍寺城米として、
領内の所々諸入組、
（織田）信長申し付けられ候、
しかりといえども貴寺（東寺カ）ことは
他に異なる儀候、ことさら
明十（明智光秀）・臨江（里村紹巴）をもって
御ことわりの儀候間、上桂ならびに朝原の
内、差し置き申し候、先々のごとく
御寺納あるべく候、なお宗及
申さるべく候、恐惶謹言、

【現代語訳】

今回、「勝龍寺城米」という名目で、細川藤孝が管轄する領有関係が錯綜する入組地において、織田信長から臨時課役を徴収するよう命令がありました。しかし、貴寺は特別な寺院で、さらに明智光秀と里村紹巴から配慮あるよう要請があったので、上桂と朝原で貴寺を本所とする土地については徴収しません。これまで通り貴寺が収納してください。

なお、宗及が詳しくお話するでしょう。恐惶謹言。

解説

本文書は、昨年6月初めて確認された、新出史料である。差出は細川藤孝、理由は不明ながら宛名は欠いている。年末詳だが、細川藤孝が永禄11年（1568）9月足利義昭・織田信長の上洛に伴って帰洛し、翌12年（1569）正月、京都本圀寺の將軍義昭を襲った三好三人衆を退け、追撃戦を展開するなかで、初めて勝龍寺城に入っていること、元龜4年（天正元年・1573）7月以降藤孝が長岡姓を名乗ること、「勝龍寺城米」賦課に関する天竜寺宝寿院宛藤孝書状が、写しとは言え元龜3年（1572）12月の年紀を有することなどから、元龜3年9月4日に発給されたと考えられる。宛所及び文中の「貴寺」は、上桂が東寺を領主とする荘園であること、取次の宗及が東寺の関係者として確認されることから、東寺である可能性が指摘されている。

その文面は、織田信長から「諸入組」地に臨時課役を賦課するよう命令があったが、貴寺は特別な寺院で、明智光秀・里村紹巴の要請もあったため、上桂・朝原にある貴寺領地については免除、これまで通り収納してよい、といったものである。ここから、藤孝の管轄地、すなわち乙訓地域に「諸入組」地が存在したこと、にもかかわらず信長が一円に賦課したこと、しかし在地支配のなかで、各領主の個別交渉によって無効となる場合があったこと、また藤孝・光秀・紹巴といった個人的な関係がその採否を左右したことがわかる。加えて、従来の半済を踏襲することなく、「勝龍寺城米」を名目とした軍事的な臨時課役をてこに、支配権の深化を志向していたことが垣間見え、興味深い。

天正8年（1580）8月細川藤孝・忠興は丹後へと転封される。後年、天正14年（1586）から慶長15年（1610）8月藤孝死去までの間に、再び藤孝が勝龍寺城周辺を所領とした形跡があるが、いずれにせよ近世幕藩体制への変革期、短期間に過ぎない勝龍寺城在城期において、細川藤孝の統治を具体的に跡づける歴史資料はほとんどなく、本文書はその一端を窺い知る貴重な史料と評価できよう。

（元龜3年・1572）9月4日付
宛名不明
紙本墨書（折紙・軸装）1通
全体 104.5×40.5
本紙 24.2×30
長岡京市教育委員会所蔵
（単位はcm）